

## 京都市告示第 2 7 4 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 8 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

### 1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5903 号	平成  25.8.13	メートル  4.00	メートル  60.03	京都市東山区三条通白川 橋東入四丁目中之町 194 番(一部), 194 番 5(一 部), 201 番 1(一部), 201 番 2(一部), 203 番(一 部), 203 番 2(一部), 207 番 1(一部)	中村 きみ

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)